

2023 年 9 月 6 日

北海道教育大学岩見沢校サッカー部 御中
(代表者 安部 久貴 殿)

一般財団法人全日本大学サッカー連盟 御中

公益財団法人日本サッカー協会
不服申立委員会委員長 中島 肇
(公印省略)

不服申立委員会の決定 (通知)

当委員会は、一般財団法人全日本大学サッカー連盟 (以下「連盟」という。) がした 2023 年 8 月 23 日付けの決定に対する不服申立人 (北海道教育大学岩見沢校サッカー部) からの同年 8 月 24 日付け不服申立について審議した結果、下記のとおり決定し、これを連盟及び不服申立人に通知したところである (以下「本決定」という。)。同決定は、事案の緊急性に鑑み、8 月 29 日付司第 23-009 号にて結論のみを伝えたものであるが、本通知は、同決定の理由等の詳細を含めて通知するものである。

記

1. 不服申立人

北海道教育大学岩見沢校 サッカー部 (以下「申立人」という。)

2. 申立人に原決定を科した主体 (第一審機関)

一般財団法人全日本大学サッカー連盟 (以下「連盟」という。)

3. 連盟の決定 (2023 年 8 月 23 日付け。以下「原決定」という。)

申立人の 2023 年度第 47 回総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント (以下「本大会」という。) への参加を認めない。

4. 当委員会の決定 (2023 年 8 月 29 日付司第 23-009 号。以下「本決定」という。)

原決定を無効とする。

5. 理由等

(1) 事案の概要

連盟は、2023 年 8 月 21 日 (月) の理事会において、以下の 3 つの理由により、情状酌量

の余地はないと判断し、本大会（同年9月1日第1回戦から9月10日決勝戦まで）への申立人の参加を認めない原決定（申立人が参加予定であった本大会 第1回戦は不戦勝として扱い、対戦予定であった鹿屋体育大学が第2回戦に進出するという決定）を行い、これを8月23日（水）付けで申立人に通知した。

ア 本大会の参加チームが提出すべき大会参加申込にかかる書類のうち、郵送にて提出すべきとされている書類（以下「エントリー原紙」という。）について、申立人から提出されたエントリー原紙は、本大会開催要項第9条第2項及び第3項に定める参加申込期限（以下単に「期限」という。）（本年7月26日18:00）の翌日（1日遅延して）連盟に到着したこと

イ エントリー原紙の連盟への到達の遅延について、申立人から一切の説明がなかったこと

ウ 連盟は、北海道学生サッカー連盟（以下「北海道学連」という。）に対して本件にかかる弁明の有無を確認したが、北海道学連からは一切説明がなかったこと

これに対し、申立人が当委員会に対して不服申立てを行ったものである。

（2） 申立人の主な申立理由

申立人の主な主張は以下のとおりである。

- ① 「郵送の連盟への到達が期限から1日遅延したこと」との連盟の処分理由について
到達の遅延は、以下の通り、申立人の責めに帰すべからざる事由により生じた可能性があり、開催要項が定める「故なく遅延した場合」には該当しない。

ア エントリー原紙の郵送について、連盟が定める期限（7月26日18:00）までに到達することについて、事前に郵便局のホームページで確認し、また、郵便局員にも直接確認したうえで、7月25日（火）午後に速達にて投函した。

イ 申立人が郵便局を通して確認したところ、連盟が所在するビル（東京都文京区後楽1丁目4番18号所在「トヨタ東京ビル」）においては、17時以降は郵便を受け取らない（又は郵便局による配送は翌日とされる）運用がなされているとのことであり、これにより、翌日に配達された可能性がある。

ウ 17時以降の郵送物を受け取らない（又は郵便局による配送は翌日とされる）との運用がなされているビルに所在する団体の規則が18時を締切とするルールを設定していることは、そもそも適切ではない。

- ② 「エントリー原紙の連盟への到達の遅延について、申立人から一切の説明がなかった」との連盟の処分理由について

ア 期限の前後において、連盟の担当者との間でのエントリー原紙の到達にかかる確認や謝罪といったやり取りがなされており、「一切の説明がなかった」は事実誤認

である。

イ 期限の後、連盟事務局から当該到達の遅延に関する問い合わせなどは特になかった。さらに、8月1日に連盟のホームページに申立人のチームが参加者として記載されている本大会のトーナメント表が掲載され、その後も、連盟事務局との間で本大会の参加を前提とした事務的なやり取りや会議にかかる連絡等があり、申立人としては、本大会の出場は認められたという認識を持っており、当該到達の遅延にかかる追加の説明が連盟より求められているとの認識はなかった。

③ 「北海道学連に弁明の有無を確認したが一切説明が無かった」との連盟の処分理由について

ア 当該「弁明の有無の確認」は、連盟から、北海道学連選出の連盟理事■■■■■に対して2日後(8月21日(月))開催の理事会の開催案内がなされ、■■■■■が欠席の返事をしたことに対して、連盟の事務局員より「第3号議案の総理大臣杯における開催要項違反について、北海道学連として何か弁明がありましたら理事会へ伝言いたしますがいかがでしょうか」と求めたものに対して■■■■■が返事をしなかったことを指していると思われる■■■■■

■■■■■メール本文の確認と欠席通知を返信することしかできなかった。そのため、■■■■■理事会翌日の午後まで状況を把握できていなかった。

イ 理事会の招集通知は理事会開催わずか2日前であり、連盟の意図が「事前に北海道地域代表チームである申立人のチームが出場権を失う可能性があることについて北海道学連としての見解を問う」というものであったなら、与えられた時間が短すぎ、不合理な対応である。

(3) 当委員会の判断

① 開催要項第9条の違反の該当性(エントリー原紙の到着遅延)について

当委員会では、まず、連盟が原決定の根拠としている、申立人による開催要項第9条第2項・第3項違反について検討する。

本件において、開催要項第9条第3項に「各地域大学サッカー連盟から選出される可能性のある各チームは、所定用紙を作成し、同用紙を、期限までに第19条記載の送付先に、必着又は受信させること」と規定されているところ、申立人が郵送したエントリー原紙が同期限(本年7月26日18:00)の翌日(1日遅延して)連盟に到着したことを、連盟は原決定の根拠とする。なお、連盟が原決定にかかる資料とは別に当委員会に宛てに作成した8月25日付の「本事案に対する一連の流れについて」と題する書面におい

て、連盟は「同期日までに届かなかったことを連盟の事務局長及び事務局員2名の計3名でその場で確認している」と述べている。

しかるに、申立人の提出資料によると以下の各事実を認めることができる。

- ア 郵便局の公式ホームページによれば、申立人の所在地から連盟の所在地に速達で午後に投函した場合、翌日夕方に受取人に送達されるのが通常であること。
- イ 7月26日(水)23:44の申立人の担当者から連盟の事務局員宛てのメールにおいて、申立人の担当者は(エントリー原紙は)「昨日(7月25日(火))投函した」「郵便局では7月26日到着予定であった」と述べていること(別紙「エントリー原紙の提出をめぐる申立人・連盟間の経緯」参照)。
- ウ 申立人が連盟の■■■■事務局員に確認したところ、当該エントリー原紙の封筒には「7月25日(火)12時~18時」の消印が押されていること。

アないしウの各事実に照らすと、申立人は期限の前日(7月25日(火))の午後にエントリー原紙を申立人所在地から速達で投函したこと、投函したエントリー原紙は、郵便局の公式情報によれば、通常、翌日夕方には連盟の所在地に到達すべきものであること、の二点を認定することができる。

他方、連盟の資料によれば、「期限(本年7月26日18:00)までに届かなかったことを連盟の事務局長及び事務局員2名の計3名でその場で確認している」とし、連盟は、翌日7月27日に連盟に届いたと主張している。

ただし、翌日7月27日の何時頃に届いたかについては、7月28日11:59の連盟■■■■から申立人■■■■宛てメールでは、「原紙資料につきましては昨日の夕方に到着いたしました。」とされているのに対し、申立人の8月27日付け「不服申し立て理由の証拠書類の追加」と題する書面では「7/27(木)の昼前に配達されたことを8/22 15:15頃■■■■事務局員に確認済み」とされ、7月27日の昼前に連盟に届いたのか夕方届いたのかについて連盟の主張には一貫性がみられないことを指摘しておく。

上記アないしウの各事実と争いのない事実を整合的に考えるならば、申立人は、エントリー原紙を期限の前日7月25日に速達で投函し(同日付けの消印がある)、期限である本年7月26日18:00までには連盟の所在するトヨタ東京ビルに到達していた蓋然性が高いものの、何らかの事情(ビル内の担当者の仕訳作業の遅れなど。本年6月に連盟がトヨタ東京ビルに移転した直後であり、郵便物の集配作業の混乱があった可能性も考えられる。)によって、連盟の窓口には翌日7月27日にトヨタ東京ビルの担当者によって届けられたと考えるのが合理的である。

ところで、本大会の開催要領第9条第3項にいう「必着」とは、法的意味の「意思表示の到達」（民法97条1項）と同意義に理解すべきであるから、「相手方によって直接受領され、又は了知されることを要するものではなく、書面が、それらの者のいわゆる支配圏内に置かれることをもって足りる」（最高裁昭和43年12月17日第三小法廷判決・民集22巻13号2998頁参照。）と解される。とするならば、上記認定のとおり、エントリー原紙は、期限までにトヨタ東京ビル（連盟の支配圏内）に届いていた蓋然性が高いと考えられるから、これを覆すに足りる証拠がない以上は、期限内には到達していたと認定することができる。

仮に連盟が、このような意味での到達（トヨタ東京ビルへの配達）が期限内になかったと主張するのであれば、単に「計3名でその場で確認した」という連盟窓口への不到達の立証では足りず、トヨタ東京ビルへの不到達を立証しなければならない。しかし、このような意味での不到達の立証はされておらず、上記アないしウの各事実から考えられる「期限内にトヨタ東京ビル内には配達されていた」との推定（蓋然性）は覆されていない。

以上のとおり、当委員会は、「申立人が郵送したエントリー原紙は期限内（本年7月26日18:00）に連盟に到達していた」と認め、申立人は、開催要項第9条第2項・第3項にそもそも違反していないと判断する。

② 申立人の行為にかかる開催要項違反の可罰性について

上記の通り、申立人の行為は、そもそも開催要項第9条第3項に違反するものではないと判断するが、念のため、申立人の行為が、可罰対象となり得る行為であったか（原決定のいう「情状酌量の余地のないもの」であったか）という別の観点からも検討しておくこととする。

連盟は、原決定における処分の根拠規定を明示していないが、開催要項において唯一根拠となりうる規定として確認できるのが、要項末尾に記載された「注意事項等」の「参加申込み、その他、報告書連絡に関する期日は厳守するものとし、故なく遅延した場合、大会の参加を停止することもあり得るので、事前の連絡を密にすること」との規定を指すものと思われる。

ここで「故なく遅延した場合、大会の参加を停止することもあり得る」、と定められていることから、「大会の参加を停止すること」は、「遅延した場合」に自動的に科させる処置ではなく、「故（ゆえ）なく」遅延した場合に、決定権者の裁量によって参加を停止しうるとするものである。

ところで、同規定にいう「故なく」とは「正当な理由なく」の意味と解されるところ、前記①アないしウの各事実は、仮に遅延があったとしても、その遅延には「正当な理由」があ

ったことを基礎づけるものであり、その他本件記録を精査しても、これに反する判断をすべき事情は見当たらない。

したがって、仮にエントリー原紙の遅延があったとしても、「故なく遅延した場合」には該当せず、申立人のエントリー原紙の遅延は、「注意事項等」の規定の適用はなく、「参加を停止する」処分には根拠はないというほかない。

③ 処分決定における手続きは適切であったかについて

「本大会への参加を認めない」との原決定は、当事者に対する不利益な処分である以上、その性質が懲罰であるか否かにかかわらず、その決定には適正手続き（デュープロセス）の保障が求められ、その一環として、処分の決定にあたって、当事者に弁明の機会を与えなければならない。それは、スポーツ団体とその構成員が特別な関係にあるとしても、法の一般理論として、団体側が当然に遵守すべき手続であり、実際、懲罰規程第 20 条においても、司法機関の弁明の機会を与えるべき義務が規定されている。

そこで、原決定に至る手続の中で申立人にどのような弁明の機会が与えられていたかについて検討する。

関係証拠、特に申立人と連盟の担当者間でのメール記録及び連盟の理事会向け資料等によれば、エントリー原紙の郵送を巡って、別紙「エントリー原紙の提出をめぐる申立人・連盟間の経緯等」（以下「別紙経緯」という。）記載の経緯が認められ、特に重要な事実は以下のとおりである。

ア 提出期限（7月26日（水）18:00）を超過した同日21:22、連盟■■■■から申立人■■■■あてのメールで、「原紙提出資料の以下の3点がまだ届いておりません。」

「追跡等可能であれば到達予定もご教授いただきたいです。」との連絡が入った。

イ 同日23:44、申立人■■■■から連盟■■■■あてのメールで、「原紙提出書類ですが、昨日【7/25（火）】に郵便局より発送しております。速達での配送で、本日の夕方には到着予定でした。追跡ができるようにしていなかったため、到着日時についてはお答えできませんが、郵便局では7/26の到着予定でしたので、遅くても明日中（7/27）には到着すると思います。」との返信がされた。

ウ その後、7月28日（金）まで連盟から申立人に連絡がなかったため、同日午前9:15、申立人■■■■から連盟■■■■に対し到着の有無の確認のメールをしたところ、同日11:59、連盟■■■■から申立人■■■■に、「原紙資料につきましては昨日の夕方に到着いたしました。」との確認のメールがあった。

エ ところが、同日15:15、連盟■■■■から申立人■■■■に対して、「書類は届きましたが、本件に関する貴大学への対応はこれから検討させていただきますので、改めてご連絡させていただきます。」との突然トーンが変わったメールが届いた。

オ この突然のトーンの変化は、連盟で次の内部決定がされたことによるものと考えられる。

「7月27日、遅れてのエントリーフォーマット到着後事務局長[]より理事長[]に北海道教育大学岩見沢校がエントリーフォーマットの提出を遅れたことを報告するとともに、参加申込期限までに参加申込がなされなかったため本大会への参加は認められないという対応になることを確認する。ただし最終的には8月21日の理事会にて確認することとした。」(連盟の8月25日付け「本事案に対する一連の流れについて」と題する書面)

カ その後、8月19日(土)18:24、連盟[]から北海道学連[]あてのメールで、「ご欠席の旨承知いたしました。第3号議案の総理大臣杯における開催要項違反について、北海道学連として何か弁明がありましたら理事会へ伝言いたしますがいかがでしょうか。」との連絡があったが、連盟から申立人に対し、弁明を促す連絡はなされていない。

キ 8月17日(木)付けで理事会の第3号議案(申立人の大会の出場を認めず該当する初戦を不戦とするとの議案)が起案され、そのまま、8月21日(月)の理事会で決議された。

連盟は、「連絡後、北海道学生サッカー連盟及び北海道教育大学岩見沢校サッカー部の代表者から遅れたことに対する謝罪や説明は一切なされなかった。」と主張するが(連盟の8月25日付け「本事案に対する一連の流れについて」と題する書面)、そもそも、連盟から申立人に対して、代表者の弁明を促す連絡はなされていない。

それどころか、7月26日(水)23:44の申立人[]から連盟[]に対するメールで、期限の前日に速達で投函し本来であれば期限内に届く予定であった旨の説明がされていたにもかかわらず、翌日7月27日には、[]事務局長が理事長に対して申立人の本大会への参加を認めない方針であることを上申している。連盟から申立人に対して原紙が遅れて届いた旨の連絡がされたのは、さらにその翌日の7月28日であるから(7月28日の連絡も、申立人の[]からの確認の催促メールに答えたにすぎない)、連盟は、申立人に原紙の到着が遅れた旨の連絡をする前日に、すでに参加を認めない方針を内部決定していたことになる。

以上によれば、連盟は担当[]らの到着の遅れに関する弁明を顧慮せず、かつ、代表者の弁明を促していないにもかかわらず代表者の弁明のないことを非難しているものであって、原決定に至るプロセスは著しく正義に反し、到底適正な手続とは言い難い。

なお、連盟は「北海道学連に対して本件にかかる弁明の有無を確認したが、北海道学連からは一切説明がなかったこと」を原決定の理由の一つとして挙げている。すなわち、弁明の機会を付与したと主張している。

確かに、上記のとおり8月19日(土)18:24、連盟[]から北海道学連[]あてのメールで、「第3号議案の総理大臣杯における開催要項違反について、北海道学連として何か弁明がありましたら理事会へ伝言いたしますがいかがでしょうか。」との連絡があったと認められる。

しかし、この確認メールは、申立人に対して行われたものではなく、北海道学連選出の連盟理事■■■■■に対するものであったに過ぎず、いわば第三者に対して弁明の機会を与えたに過ぎず、申立人に適正に「弁明の機会が与えられた」ものとは到底認められない。

④ 原決定は懲罰規程上の懲罰に該当するかについて

連盟は、原決定の通知において、「当該決定は、本大会開催要項に定めた参加申し込みを申立人が期限内に行わなかったという事実に対する決定に過ぎず、懲罰ではない」と付記し、さらに、連盟が原決定にかかる資料とは別に当委員会に宛てて作成した8月24日付の「本事案に対する主張書面」と題する書面においても、連盟は「本事案は、申立人が、自ら申立期限を怠ったがために参加資格を得られなかったにすぎず、弊連盟が、申立人が既に有していた参加資格に対して、（懲罰規程）第4条第2項第15号の競技会への参加資格の剥奪という懲罰を科したのではなく、原懲罰なる懲罰は存在せず、不服申立の対象となる事案ではありません。」と述べている。

しかし、「別紙経緯」記載のとおり、期限の日（7月26日）以降、原決定がなされる理事会の日（8月21日）に至るまでの間、申立人の担当者と連盟の担当者との間で、大会プログラムの写真の差し替え等にかかる連絡、大会代表者会議の招集連絡、その他事務連絡（旅費、宿泊費等にかかる連絡を含む）など、申立人が本大会に参加することを前提としたやり取りが、連盟との間で複数回にわたり行われている。さらに、8月1日に連盟のホームページには、申立人のチームが参加チームの一つとして記載されている本大会のトーナメント表が公開されており、公にも、申立人のチームが本大会の参加チームであることが表示されている。

このように申立人が本大会に参加することを前提とする手続が進行していたことにより、申立人が参加資格があると認識し、それを疑わなかったことは当然であり、その連盟が突如としてそれとは反対の主張（出場資格が無い、との主張）をすることは、禁反言の法理からも許されるべきではない。したがって、当事者間の関係においては、申立人の参加資格は認められていたと考えるほかない。

8月23日付け申立人の嘆願書では、「まさか今回の期限遅れが総理大臣杯の出場取消問題に発展しようとは、全く想定しておりませんでした。」との記述があるのは、連盟の手続が不意打ち的であったことを示すものといえる。

8月21日になされた原決定は、これら参加資格が事実上付与された状態にあった申立人から、その既得的な状態を事後的に剥奪したものと評価することが相当であり、当協会懲罰規程が定める「競技会への参加資格の剥奪」に該当し、その性質は「懲罰」にほかならない。

⑤ 結論

当協会司法機関運営規則第19条及び懲罰規程第3条第1項に定めるとおり、日本サッカー

一界における司法制度においては、懲罰権の源泉である当協会の司法機関（当協会規律委員会又は裁定委員会）が各都道府県協会等（都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びＪリーグ）の司法機関に対して一定の範囲で懲罰権を委任し、これら委任を受けた各都道府県協会等の司法機関が当該都道府県協会等における懲罰問題の処理を行うものとなっている。一方で、懲罰規程第３条第２項の定めに基づき一定の重罰を科す場合には、都道府県協会等の司法機関に決定権はなく、懲罰案を当協会に通知のうえ、当協会の司法機関が懲罰を決定・適用することが定められている。

原決定は、上記のとおり「競技会への参加資格の剥奪」（懲罰規程第４条第２項第１５号）であるが、これは、同第３条第２項が定める重罰に該当し、連盟を含む都道府県協会等の司法機関には決定権がなく、当協会の司法機関（規律委員会又は裁定委員会）のみがその決定権を有することになる。

しかるに、「競技会への参加資格の剥奪」を行った原決定は、本協会の司法機関でなされたものではなく、連盟の理事会によるものであり、無権限者による決定であるから、無効というほかない。

⑥ 付言

結論は以上の通りであり、原決定は、決定権の無い者が為した決定であるからそもそも無効であるが、本件は単にそれだけに帰結すべきではなく、連盟による原決定の内容と過程における問題についても言及しなければならない。

本項前段で示した通り、申立人の行為は、開催要項第９条第２項・第３項に違反したとは認められず、また、連盟が自ら定める規定において処分の根拠も無いものであった。にもかかわらず、連盟は、そのような行為に対して、「本大会への参加を認めない」という方針の内部決定を早々に行い、申立人に対して適切な弁明の機会を付与することなく、申立人の参加資格の剥奪を決定したものであり、これら一連の連盟による決定とその過程は様々な点において、正義に反し、不当である。

当委員会としてもこれを問題視するものであり、処分の決定にかかる手続きを含めた連盟の組織ガバナンスの見直しが必要と考えるものである。

⑦ 原状回復義務

当協会懲罰規程第４３条第３項に基づき、連盟は当決定に伴う原状回復に努める義務を負う。

6. 当決定に対する不服申立てについて

本件の当事者は、当協会基本規則第１０条に従い、当決定に対する不服申立てをスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という。）に提起することができる。CASに対する不服申立

ては、当決定の理由の通知から21日以内に行わなければならない。

以上

2023年9月6日

公益財団法人日本サッカー協会

不服申立委員会

委員長 中島 肇

副委員長 小池 一利

委員 塩田 尚也

委員 渡部 知之

委員 鈴木 英穂